

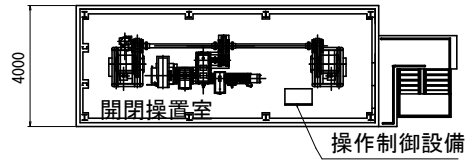
仕様書

本業務は、この仕様書に基づき実施するものとする。なお、この仕様書に記載されていない細部の事項については、下関市及び受託者の協議により決定するものとする。

記

1. 業務の名称 令和7年度 宇部樋門ほか開閉設備点検業務
2. 実施場所 下関市千鳥浜町ほか（別記1-1から1-3参照）
3. 履行期間 契約締結日から令和7年9月30日まで
4. 実施時期 下関市と協議の上、決定した日に行うこと。
5. 業務の内容
 - （1）宇部樋門
 - ・扉体・戸当り点検
 - ・開閉装置点検
 - ・操作制御設備点検
 - ・開閉装置室点検、清掃
 - ・付属施設（手摺・階段・防護柵）点検
 - ・ワイヤーロープグリスアップ、清掃
 - （2）清末樋門
 - ・扉体・戸当り点検
 - ・操作制御設備点検
 - ・付属施設（手摺・防護柵）点検
 - ・開閉装置点検
 - （3）新小啓樋門
 - ・扉体・戸当り点検
 - ・操作制御設備点検
 - ・付属施設（手摺・防護柵）点検
 - ・開閉装置点検

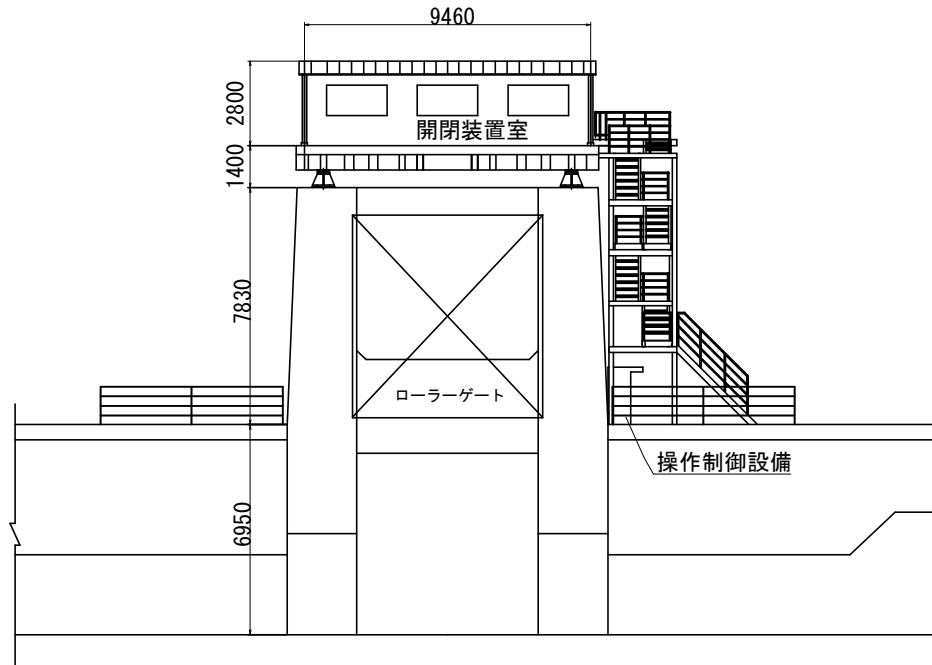
※詳細は別記2-1から2-3の点検チェックシートを参照し、委託期間中に1回行うものとする。



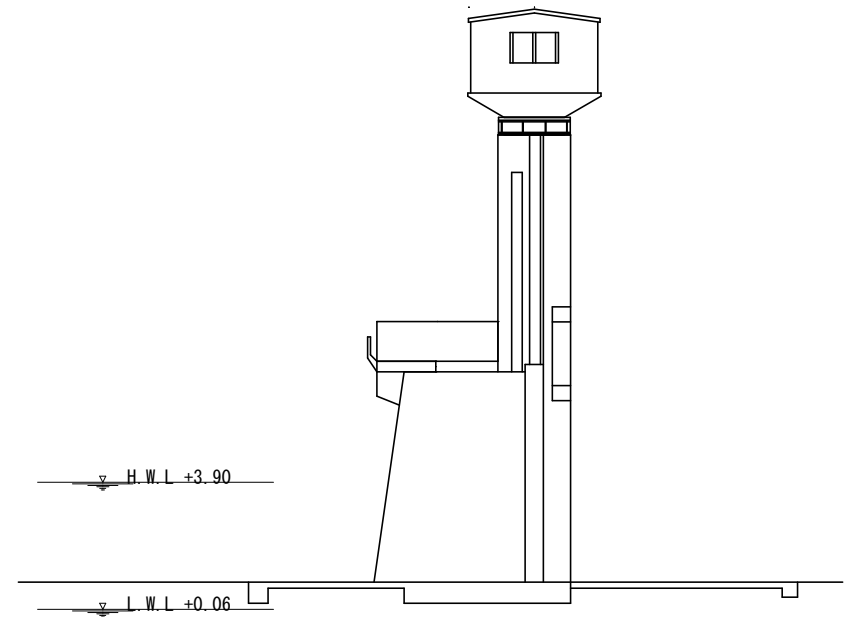
平面図 S=1:250



附近見取図 S=1:FREE



正面図(提外側) S=1:250

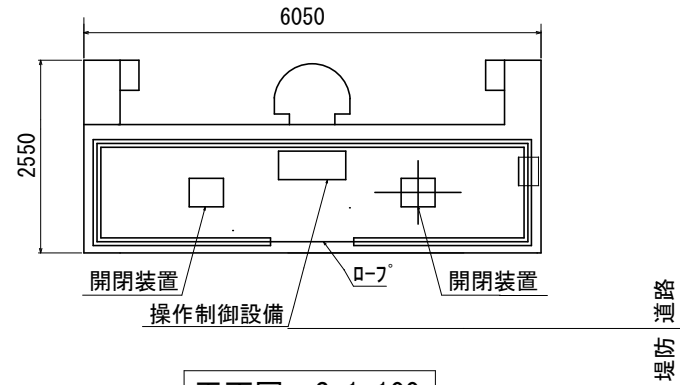


断面図 S=1:250

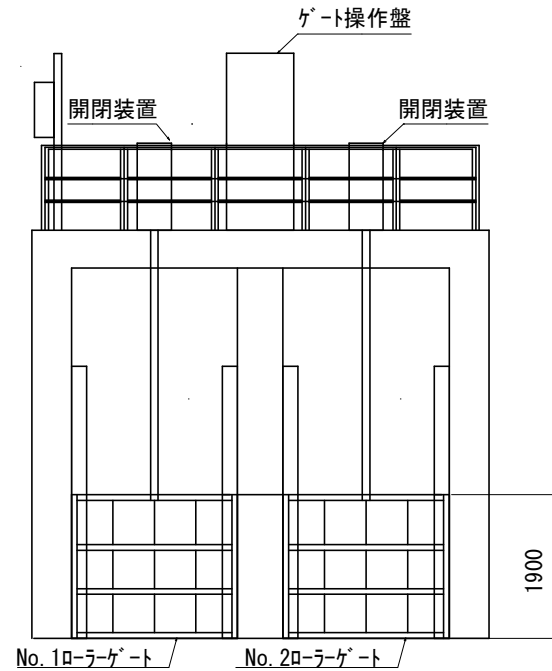
宇部樋門



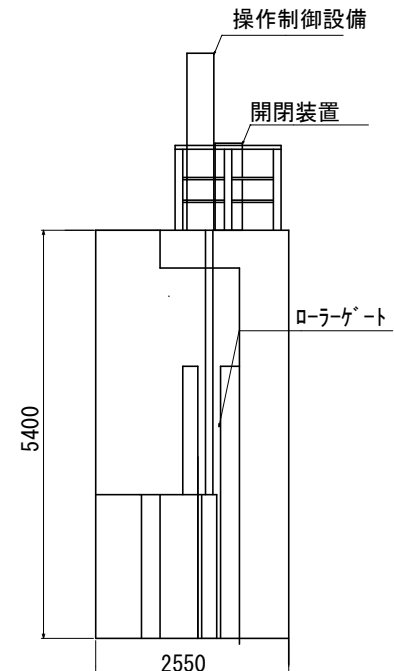
附近見取図 S=1:FREE



平面図 S=1:100



正面図 S=1:100

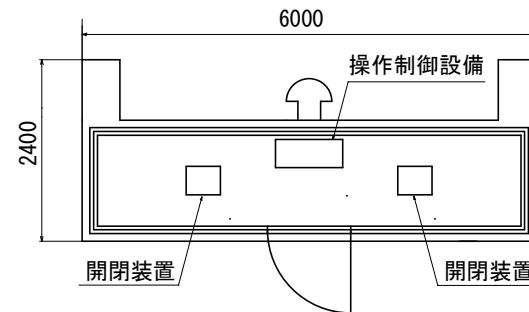


断面図 S=1:100

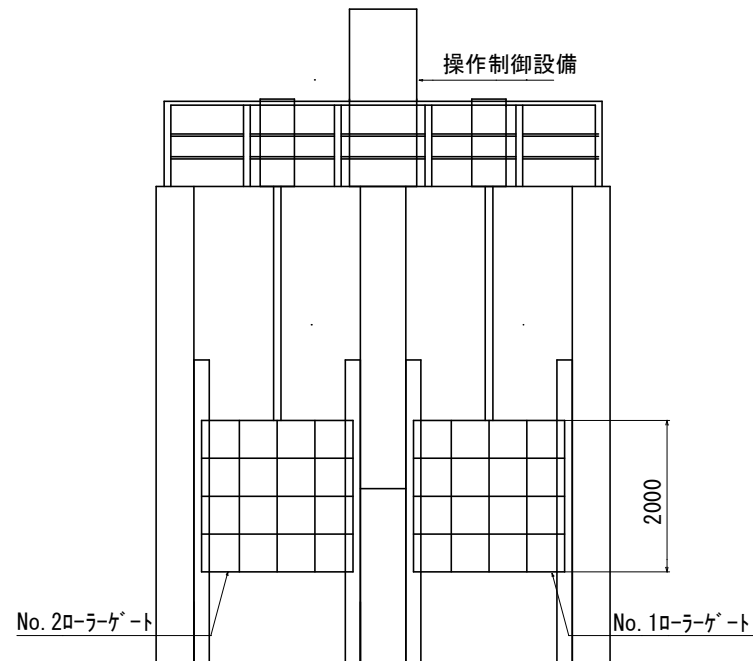
清末樋門



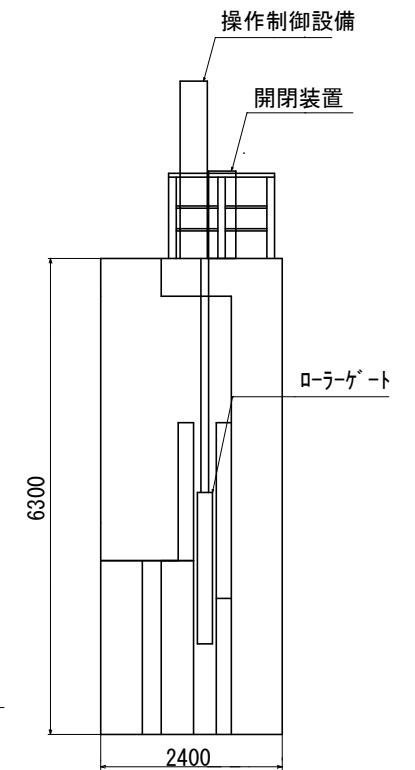
附近見取図 S=1:FREE



平面図 S=1:100



正面図 S=1:100



断面図 S=1:100

新小啓樋門

6. その他

- (1) 点検に使用する工具等は、全て受託者の負担とする。
- (2) 受託者は保守点検中に機器の故障等、異常を発見したときは、下関市に連絡するとともに修理、調整を行うものとする。
- (3) 本仕様書に記載のない事項又は疑義が生じた場合は、双方誠意を持って別途協議するものとする。
- (4) 本仕様書と別に、別紙 2、3 を遵守すること。

宇部樋門

点検整備チェックシート

(引用)

国土交通省総合政策局 公共事業企画調整課 施工安全企画室
河川ポンプ設備点検・整備標準要領(案)
点検整備チェックシートより

1 扉体、戸当り ローラゲート										設備区分				稼働形態							
										点検区分				点検実施日							
										施工業者名				作業責任者							
※1 装置・機器の特性										※3 点検結果の判定基準											
致 致命的な影響のある機器・部品（表中で網掛け部が致命）										○ 正常であり現在支障は生じていない。もしくは、通常の保全において十分な信頼性が確保できている。											
※2 点検・整備方法（（ ）書きは運転時実施）										△ 現在、機器・部品の機能に支障は生じていないが、早急に対策を講じないと数年のうちに支障が生じる恐れがある。											
X 交換 C 清掃 W 分解 E 目視										× 現在、機器・部品の機能に支障が生じており、早急に対応（修繕・取替・更新）が必要である。											
A 調整 M 測定 T 増縮 H 触診																					
D 動作確認 S 聴診 — 点検対象外																					
施設名										機器名				番号（号機）				機種形式			
装置区分	※1の装 特性・機 器	点検部位	機器コード	点検項目	点検方法※2							判定方法	※3 点検結果	摘 要							
					定期点検		運 転 時 点 検	臨 時 点 検	定 期 整 備												
					月点検	年 点 検															
					目視 点検	管理 運転 点検															
全 般		清掃状態		汚れ			E					ひどい汚れ、油等の付着がないこと。									
				ごみ、流木、土砂等			E				ごみ、流木、土砂等がないこと。										
		外観		変形			E				変形がないこと。										
				損傷			E				損傷がないこと。										
		塗装		損傷			E				損傷がないこと。										
				劣化			E				発錆、ふくれ、亀裂、剥離、変退色、白亜化がないこと。		判定は「機械工事塗装要領(案)・同解説」による。								
扉 体		構造全体		振動			H				異常振動がないこと。										
				異常音			S				異常音がないこと。										
				片吊り			M				異常な傾き（片吊り）がないこと。		測定不可の時はM→E								
	致 スキンプレート		変形			E				変形がないこと。											
			損傷			E				損傷がないこと。											
			板厚の減少			—				測定結果により判定のこと。											
			腐食(孔食)			E				腐食(孔食)がないこと。											
			溶接部の割れ			—				割れがないこと。		塗装塗替時に確認する									
	致 主桁、補助桁		変形			E				変形がないこと。											
			損傷			E				損傷がないこと。											
			板厚の減少			—				測定結果により判定のこと。											
			腐食（孔食）			E				腐食（孔食）がないこと。											
			溶接部の割れ			—				割れがないこと。											
	致 ボルト、ナット		ゆるみ、脱落			E, H				ゆるみ、脱落がないこと。		Hについては打診									
			損傷			E				損傷がないこと。											
			腐食(孔食)			E				腐食(孔食)がないこと。											
	致 リベット		ゆるみ、脱落			E, H				ゆるみ、脱落がないこと。		Hについては打診									
			損傷			E				損傷がないこと。											
			腐食(孔食)			E				腐食(孔食)がないこと。											
	支 承 部	致 主ローラ、軸、軸受		摩耗（ローラ外径）			E				摩耗がないこと。										
				摩耗（ローラ軸）			E				摩耗がないこと。										
				摩耗（ローラ軸受）			E				摩耗がないこと。										
				損傷			E				損傷がないこと。										
				腐食（孔食）			E				腐食(孔食)がないこと。										
給油状態						E				油が供給されていること。油が劣化がないこと。											
回転状態						D				正常に回転すること。											
致 補助ローラ、軸、軸受					摩耗（ローラ外径）			E				摩耗がないこと。									
		摩耗（ローラ軸）				E				摩耗がないこと。											
		摩耗（ローラ軸受）				E				摩耗がないこと。											
		損傷				E				損傷がないこと。											
		腐食（孔食）				E				腐食(孔食)がないこと。											
		給油状態				E				油が供給されていること。油が劣化がないこと。											
回転状態				D				正常に回転すること。													

装置区分	※1 の 特 性 ・ 機 器	点検部位	機器コード	点検項目	点検方法※2					判定方法	※3 点検結果	摘 要
					定期点検		運 転 時 点 検	臨 時 点 検	定 期 整 備			
					月点検							
					目視 点検	管理 運転 点検						
扉 体 付 シ ー ブ	致	シーブ、シーブ軸、 軸受		摩耗（シーブ外径）			E			摩耗がないこと。		
				摩耗（シーブ軸）			E			摩耗がないこと。		
				摩耗（シーブ軸受）			E			摩耗がないこと。		
				損傷			E			損傷がないこと。		
				腐食（孔食）			E			腐食(孔食)がないこと。		
				給油状態			E			油が供給されていること。油が劣 化がないこと。		
				回転状態			D			正常に回転すること。		
吊 り 金 物	致	吊り金物、吊りピン		損傷			E			損傷がないこと。		
				腐食（孔食）			E			腐食(孔食)がないこと。		
水 密 部	致	水密ゴム		変形			E			変形がないこと。		
				損傷			E			損傷がないこと。		
				劣化			E			劣化がないこと。		
				漏水			E			機能に支障がないこと。		
	致	ゴム押え板		変形			E			変形がないこと。		
				損傷			E			損傷がないこと。		
給 油 装 置	致	給油配管		変形			E			変形がないこと。		
				損傷			E			損傷がないこと。		
				漏油、詰り			E			漏油、詰りがないこと。		
	致	分配弁		損傷			E			損傷がないこと。		
			作動状態			D			作動すること。吐出量が適正である こと。			
全 般 （ 戸 当 り）	致	清掃状態		汚れ			E			ひどい汚れ、油等の付着がないこ と。		
				ごみ、流木、土砂等			E			ごみ、流木、土砂等がないこと。		
	致	外観		変形			E			変形がないこと。		
				損傷			E			損傷がないこと。		
	致	塗装		損傷			E			損傷がないこと。		
				劣化			E			発錆、ふくれ、亀裂、剥離、変退 色、白亜化がないこと。	判定は「機械工事塗装要領 (案)・同解説」による。	
取 外 し 戸 当 り	致	主ローラレール		変形			E			変形がないこと。		
				損傷			E			損傷がないこと。		
				腐食（孔食）			E			腐食（孔食）がないこと。		
				溶接部の割れ			－			割れがないこと。		
	致	補助ローラレール		変形			E			変形がないこと。		
				損傷			E			損傷がないこと。		
				腐食（孔食）			E			腐食（孔食）がないこと。		
				溶接部の割れ			－			割れがないこと。		
	致	ボルト、ナット		ゆるみ、脱落			E, H			ゆるみ、脱落がないこと。		Hについては打診
				損傷			E			損傷がないこと。		
				腐食（孔食）			E			腐食（孔食）がないこと。		
埋 設 部	致	底部戸当り		変形			E			変形がないこと。		
				損傷			E			損傷がないこと。		
				腐食（孔食）			E			腐食（孔食）がないこと。		
				溶接部の割れ			－			割れがないこと。		
	致	側部戸当り		変形			E			変形がないこと。		
				損傷			E			損傷がないこと。		
				腐食（孔食）			E			腐食（孔食）がないこと。		
				溶接部の割れ			－			割れがないこと。		
	致	コンクリート部		コンクリートの損傷			E			損傷がないこと。		
				コンクリートからの漏水			E			機能に支障がないこと。		

2 開閉装置
ワイヤロープウインチ式開閉装置

設備区分		稼働形態	
点検区分		点検実施日	
施工業者名		作業責任者	

※1 装置・機器の特性			
致	致命的な影響のある機器・部品（表中で網掛け部が致命）		

※2 点検・整備方法（（ ）書きは運転時実施）							
X	交換	C	清掃	W	分解	E	目視
A	調整	M	測定	T	増締	H	触診
D	動作確認	S	聴診	—	点検対象外		

※3 点検結果の判定基準	
○	正常であり現在支障は生じていない。もしくは、通常の保全において十分な信頼性が確保できている。
△	現在、機器・部品の機能に支障は生じていないが、早急に対策を講じないと数年のうちに支障が生じる恐れがある。
×	現在、機器・部品の機能に支障が生じており、緊急に対応（修繕・取替・更新）が必要である。

施設名		機器名		番号（号機）		機種形式							
装置区分	※1 の装置・特性・機器	点検部位	機器コード	点検項目	点検方法※2					判定方法	※3 点検結果	摘 要	
					定期点検		運 転 時 点 検	臨 時 点 検	定 期 整 備				
					月点検								年 点 検
					目視 点検	管理 運転 点検							
全 般		清掃状態		汚れ			E			ひどい汚れ、油等の付着がないこと。			
		外観		損傷			E			損傷がないこと。			
		塗装	損傷			E			損傷がないこと。				
			劣化			E			発錆、ふくれ、亀裂、剥離、変退色、白亜化がないこと。		判定は「機械工事塗装要領（案）・同解説」による。		
構 造 体		構造全体	振動			H			異常振動がないこと。				
			異常音			S			異常音がないこと。				
	致 フレーム	たわみ			E			たわみがないこと。					
		変形			E			変形がないこと。					
		溶接部の割れ			E			割れがないこと。					
		ボルト、ナット	ゆるみ、脱落			E, H			ゆるみ、脱落がないこと。				
			損傷			E			損傷がないこと。				
			腐食（孔食）			E			腐食（孔食）がないこと。				
動 力 部	致 主電動機	振動			M			異常振動がないこと。					
		異常音			S			異常音がないこと。					
		温度上昇			M			異常な温度上昇がないこと。					
		電流値			M			大幅な変動がなく、定格電流値以下であること。					
		電圧値			M			作動時の定格電圧が、±10%以内であること。					
		絶縁抵抗			M			絶縁抵抗計にて測定を行い、1MΩ以上あること。					
		内部状態			—			構成部品に損傷、異常な摩耗がないこと。					
		開閉速度			M			規定値以内であること。					
		電磁制動機のスきま			M			ディスクのスき間が規定範囲にあること。		計測値で判定する。			
	致 予備電動機	振動			M			異常振動がないこと。					
		異常音			S			異常音がないこと。					
		温度上昇			M			異常な温度上昇がないこと。					
		電流値			M			大幅な変動がなく、定格電流値以下であること。					
		電圧値			M			作動時の定格電圧が、±10%以内であること。					
		絶縁抵抗			M			絶縁抵抗計にて測定を行い、1MΩ以上あること。					
		内部状態			—			構成部品に損傷、異常な摩耗がないこと。					
		開閉速度			M			適切な部分間で測定し、規定値以内であること。					
		電磁制動機のスきま			M			ディスクのスき間が規定範囲にあること。		計測値で判定する。			
		致 内燃機関	始動性			M			円滑に始動であること。				
			振動			M			異常振動がないこと。				
			異常音			S			異常音がないこと。				
			漏油			M			漏油がないこと。				
			燃料油量			M			油面計の規定内であること。				
			燃料劣化			M			ひどい濁りがなく、乳白色化していないこと。				
			冷却水量			M			規定内の量であること。				
			冷却水劣化			M			ひどい濁りがないこと。				
			潤滑油量			M			油面計の規定内であること。				
			潤滑油劣化			M			ひどい濁りがなく、乳白色化していないこと。				

装置区分	※1 装 置 特 性 ・ 機 器	点検部位	機器コード	点検項目	点検方法※2						判定方法	※3 点検結果	摘 要		
					定期点検		運 転 時 点 検	臨 時 点 検	定 期 整 備						
					月点検	年									
					目視 点検	管理 運転 点検				点 検					
動力部	致	内燃機関		エレメント目詰まり(汚れ)							目詰まり、ひどい汚れがないこと。				
				Vベルトゆがみ							適正な張りがあること。				
				Vベルト損傷							損傷がないこと。				
				排気管損傷							断熱材、配管に損傷がないこと。				
				バッテリー液量							液量が規定内であること。				
				バッテリー液比重							比重が規定内であること。		計測値で判定する		
				内部状態							構成部品に損傷、異常な摩耗がないこと。				
	致	急降下閉鎖装置		作動状態				D			確実に作動すること。				
制動部	致	電磁制動機		作動状態				D			確実に作動し、瞬時に停止すること。				
				ライニングのすきま				M			適正なすきまが確保されていること。				
				ライニングの厚さ				M			異常な摩耗、偏摩耗がないこと。				
				ドラムの損傷							損傷がないこと。				
				制動部の清掃状態							ひどい汚れ、油等の付着がないこと。				
				絶縁抵抗							絶縁抵抗計にて測定を行い、1MΩ以上であること。				
				内部状態							構成部品に損傷、異常な摩耗がないこと。				
		致	電動油圧押し式制動機		作動状態				D			確実に作動し、瞬時に停止すること。			
					ライニングのすきま				M			適正なすきまが確保されていること。			
					ライニングの厚さ				M			異常な摩耗、偏摩耗がないこと。			
					ストローク				E			適正なストロークが確保されていること。		計測値で判定する	
					ドラムの損傷				E			損傷がないこと。			
					制動部の清掃状態				E			ひどい汚れ、油等の付着がないこと。			
					漏油				E			漏油がないこと。			
減速部	致	減速機	サイクロ減速機 遊星増設機	振動				M			異常振動がないこと。				
				異常音				S			異常音がないこと。				
				温度上昇				M			異常な温度上昇がないこと。				
				漏油				E			漏油がないこと。				
				潤滑油量				E			油面計の規定内であること。				
				潤滑油劣化				E			ひどい濁りがなく、乳白色化していないこと。				
				内部状態				—			構成部品に損傷、異常な摩耗がないこと。				
		致	ドラムギヤ ピニオン 中間ギヤ		異常音				S			異常音がないこと。			
					歯車の損傷・摩耗				E			損傷及び異常摩耗がないこと。			
					歯当り				M			適正な当りがあること。			
					バックラッシュ				M			適正な範囲の数値であること。			
					給油状態				E			油が供給されていること。油の劣化がないこと。			
動力伝達部	致	切替装置	クラッチボックス	作動状態				D			スムーズに切換えられること。				
				振動				M			異常振動がないこと。				
				異常音				S			異常音がないこと。				
				温度上昇				M			異常な温度上昇がないこと。				
				漏油				E			漏油がないこと。				
				潤滑油量				E			油面計の規定内であること。				
				潤滑油				E			ひどい濁りがなく、乳白色化していないこと。				
				内部状態				—			構成部品に損傷、異常な摩耗がないこと。				

装置区分	※1 の装置・機器	点検部位	機器コード	点検項目	点検方法※2						判定方法	※3 点検結果	摘 要
					定期点検		運 転 時 点 検	臨 時 点 検	定 期 整 備				
					月点検					年 点 検			
					目視 点検	管理 運転 点検							
動力伝達部	致	手動装置		作動状態							スムーズに切換えられ、手動操作が行えること。		
				振動							異常振動がないこと。		
				異常音							異常音がないこと。		
				漏油							漏油がないこと。		
				潤滑油量							油面計の規定値であること。		
				潤滑油							ひどい濁りがなく、乳白色化していないこと。		
				内部状態							構成部品に損傷、異常な摩耗がないこと。		
	致	連動軸		変形			E			変形がないこと。			
				損傷			E			損傷がないこと。			
		致	軸受		振動			H			異常振動がないこと。		
					異常音			S			異常音がないこと。		
					温度上昇			M			異常な温度上昇がないこと。		
					芯出し			—			異常な芯振れがないこと。		
					給油状態			E			油が供給されていること。油の劣化がないこと。		
	致	たわみ軸継手 (歯車形軸継手) (ローラチェーン軸継手)		摩耗			—			摩耗がないこと。			
				振動			H			異常振動がないこと。			
				異常音			S			異常音がないこと。			
				芯出し			—			異常な芯振れがないこと。			
				給油状態			E			油が供給されていること。油の劣化がないこと。			
	扉体駆動部	致	ドラム		内部状態			—			構成部品に損傷、異常な摩耗がないこと。		
					変形			E			変形がないこと。		
損傷							E			損傷がないこと。			
致		ドラム軸		摩耗			E			ロープ溝部に異常な摩耗がないこと。			
				変形			E			変形がないこと。			
				損傷			E			損傷がないこと。			
致		ドラムロープ端末		ゆるみ、脱落			E, H		H, H	ゆるみ、脱落がないこと。		Hについては打診	
致		シーブ、軸、軸受		摩耗			E			摩耗がないこと。			
				損傷			E			損傷がないこと。			
				腐食（孔食）			E			腐食(孔食)がないこと。			
				給油状態			E			油が供給されていること。油の劣化がないこと。			
				回転状態			D			正常に回転すること。			
		致	ワイヤロープ		ごみ、異物の付着			E			ごみ、砂塵等がロープに付着していないこと。		
					変形			E			線の不規則な飛び出し、部分的な籠状、キンク等がないこと。		
保護装置	致	ワイヤロープ 端末調整装置		発錆			E			発錆がないこと。			
				摩耗			M			異常な摩耗がないこと。			
				素線切れ			M			異常な素線切れがないこと。			
				給油状態			E			油が供給されていること。油の劣化がないこと。			
	致	制限開閉器 (カウンタ式) (遊星歯車式)		内部状態			—			内部に腐食、断線がなく、著しい強度低下がないこと。			
				ロックナット			E			ゆるみがないこと。			
				ソケット			E			割ピンがはずれていないこと。			
	致	直動形リミットスイッチ		ロープ長さ			E			閉時にロープの緩みが、左右同一であること。			
				給油状態			E			油が供給されていること。油の劣化がないこと。			
				作動状態			D			設定値にて正常に作動すること。			
致	直動形リミットスイッチ		変形			E			変形がないこと。				
			損傷			E			損傷がないこと。				
			作動状態			D			設定値にて正常に作動すること。				

装置区分	※1 の装置・機器	点検部位	機器コード	点検項目	点検方法※2						判定方法	※3 点検結果	摘 要	
					定期点検			年 点 検	運 転 時 点 検	臨 時 点 検				定 期 整 備
					月点検									
					目視 点検	管理 運転 点検								
休止装置		休止装置		作動状態	×	×	D	×	×	×	×	休止操作が円滑に行えること。		
				給油状態	×	×	E	×	×	×	油が供給されていること。油の劣化がないこと。			
開度計	致	機械式		作動状態	×	×	D	×	×	×	×	実揚程と指針表示が合致していること。		
				盤面の曇り	×	×	E	×	×	×	表示窓が透明で、視認に支障がないこと。			
給油装置		給油ポンプ		損傷	×	×	E	×	×	×	×	損傷がないこと。		
				作動状態	×	×	D	×	×	×	適正な圧力が発生すること。			
				油量	×	×	E	×	×	×	適量で乳白色化していないこと。			
		給油配管		変形	×	×	E	×	×	×	×	変形がないこと。		
				損傷	×	×	E	×	×	×	損傷がないこと。			
				漏油	×	×	E	×	×	×	漏油がないこと。			
		分配弁		損傷	×	×	E	×	×	×	×	損傷がないこと。		
				作動状態	×	×	D	×	×	×	作動すること。			

3 操作制御設備
機側操作盤

※1 装置・機器の特性	
致	致命的な影響のある機器・部品（表中で網掛け部が致命）

※2 点検・整備方法（（ ）書きは運転時実施）							
X	交換	C	清掃	W	分解	E	目視
A	調整	M	測定	T	増縮	H	触診
D	動作確認	S	聴診	—	点検対象外		

設備区分		稼働形態	
点検区分		点検実施日	
施工業者名		作業責任者	

※3 点検結果の判定基準	
○	正常であり現在支障は生じていない。もしくは、通常の保全において十分な信頼性が確保できている。
△	現在、機器・部品の機能に支障は生じていないが、早急に対策を講じないと数年のうちに支障が生じる恐れがある。
×	現在、機器・部品の機能に支障が生じており、早急に対応（修繕・取替・更新）が必要である。

施設名				機器名				番号（号機）				機種形式			
装置 区分	※1 の装置・ 特性・機器	点検部位	機器コード	点検項目	点検方法※2					判定方法	※3 点検結果	摘 要			
					定期点検		運 転 時 点 検	臨 時 点 検	定 期 整 備						
					月点検	年 点 検									
全 般		盤全体		清掃状態			E				ひどい汚れ、ごみ等がないこと。				
				破損			E				破損がないこと。施錠が完全であること。				
				塗装状態			E				鋼板表面に塗膜の剥れおよび腐食がないこと。		判定は「機械工事塗装要領（案）・同解説」による。		
				内部乾燥状態			E				乾燥していること。		屋外設置の場合		
				絶縁抵抗			M				絶縁抵抗計にて計測を行い、1MΩ以上であること。				
		機器、計器類共通		汚れ			E				汚れがないこと。				
				変色			E				変色がないこと。				
				端子のゆるみ			E, H, T		E, T		端子のゆるみがないこと。				
				異常音			S				異常音がないこと。				
				破損			E				破損がないこと。				
計器類		電流計			E				大幅な変動がなく定格電流値以下であること。						
		0点確認			E				ゲート停止時に0点を指していること。						
		電圧計			E				作動時の定格電圧が、±10％以内であること。						
		開閉器類	致	電磁接触器			D				異常なく作動すること。				
異常音					D, S		D, S		異常音、振動がないこと。						
接点					D, E		D, E		接点に変色がないこと。接点溶着がないこと。						
	漏電継電器				D				テストボタンを押して作動すること。						
	致	配線用遮断器			D				ON/OFFが確実に実行すること。						
		避雷器			E, H		E, H		正常に点灯すること、ヒューズが溶断していないこと。						
		スペースヒータ（サーモスイッチ）			D				サーモスイッチの設定を変更し、外気温度でスイッチが入れば正常である。この状態でしばらく放置し動作を確認すること。						
		リレー類	致	補助リレー			D, S, E		D, S, E	異常音、振動がないこと。					
				異常音			D, H, S		D, S		異常音がないこと。				
			3 E リレー	作動テスト			D				テストボタンを押して作動すること。				
設定値確認					E				図面通りの設定値であること。						
	致	サーマルリレー			D				テストボタンを押して作動すること。						
		タイマ	タイマ			E				所定の設定値にセットされていること。					
スイッチ	致		押し釦スイッチ			D, E		D, E		開、閉、停が的確に作動すること。					
		切換スイッチ			D, E		D, E		的確に作動すること。						
表示灯		表示灯			D, E		D, E		点灯すること。						
		盤内蛍光灯			D				点灯すること。						
示 計	開 度 指	開度指示計			E				実際の揚程（または発信器）と指示値が合致していること。セルシウス式は発信器の指示値に反応していること。						

装置区分	※1 の装 特 置 性 ・ 機 器	点検部位	機器コード	点検項目	点検方法※2						判定方法	※3 点検結果	摘 要
					定期点検		年 点 検	運 転 時 点 検	臨 時 点 検	定 期 整 備			
					月点検								
					目視 点検	管理 運転 点検							
P L C	致	電源ユニット		電源端子部の電圧確認			M				メーカー推奨範囲以内であること。		
	致	内蔵電池		使用年数の確認			E				交換推奨時期を超過していないこと。		
	致	入力ユニット		作動テスト			D, E				ゲートを全閉～全開まで操作し、問題無く動作すること。		
	致	出力ユニット		作動テスト			D, E				ゲートを全閉～全開まで操作し、問題無く動作すること。		
	致	アナログユニット		零点調整、スパン調整及び動作確認(精度確認)			D, E				校正器により測定し、±1.0%以内であること。		
	致	ネットワークユニット		通信テスト			D, E				通信状態が正常であること。通信エラーランプが点灯していないこと。		
	致	C P Uユニット		作動テスト			D, E				「RUN」が点灯していること。エラーランプが消灯していること。		
配 線 ・ 配 管	致	盤内配線		配線状態			E				損傷がないこと。断線していないこと。		
				端子のゆるみ			E, H, T				断線がないこと。ゆるみがないこと。		
		端子台		腐食			E				発錆がないこと。		
		端子台取付ボルト		ゆるみ、脱落			E, H				ゆるみがないこと。		Hについては打診
		配管		配管状態			E				ひび割れ、腐食、止め具のゆるみ、脱落等がないこと。		

4 開閉装置室

設備区分		稼働形態	
点検区分		点検実施日	
施工業者名		作業責任者	

※1 装置・機器の特性

致	致命的な影響のある機器・部品（表中で網掛け部が致命）
---	----------------------------

※2 点検・整備方法（（ ）書きは運転時実施）

X	交換	C	清掃	W	分解	E	目視
A	調整	M	測定	T	増縮	H	触診
D	動作確認	S	聴診	— 点検対象外			

※3 点検結果の判定基準

○	正常であり現在支障は生じていない。もしくは、通常の保全において十分な信頼性が確保できている。
△	現在、機器・部品の機能に支障は生じていないが、早急に対策を講じないと数年のうちに支障が生じる恐れがある。
×	現在、機器・部品の機能に支障が生じており、緊急に対応（修繕・取替・更新）が必要である。

施設名				機器名		番号（号機）		機種形式					
装置区分	※1 の装 特性・機 器	点検部位	機器コード	点検項目	点検方法※2					判定方法	※3 点検結果	摘 要	
					定期点検		年 点 検	運 転 時 点 検	臨 時 点 検				定 期 整 備
					月点検								
					目視 点検	管理 運転 点検							
全 般		清掃状態		汚れ			E				ひどい汚れ、油等の付着がないこと。		
		塗装		損傷			E				損傷がないこと。		
			劣化			E				発錆、ふくれ、亀裂、はく離、変色、白亜化がないこと。	判定は「機械工事塗装要領(案)・同解説」による。		
開 閉 装 置 室		屋根		変形			E				変形がないこと。		
			損傷			E				雨漏りがないこと。			
		壁		損傷			E				割れ等がないこと。		
			損傷			E				損傷がないこと。			
		窓		施錠			D				施錠できること。		
			変形			E				変形がないこと。			
		入口扉		損傷			E				損傷がないこと。		
	施錠				D				施錠されていること、できること。				

5 付属施設
手摺、階段、防護柵

※1 装置・機器の特性	
致	致命的な影響のある機器・部品（表中で網掛け部が致命）

※2 点検・整備方法（（ ）書きは運転時実施）							
X	交換	C	清掃	W	分解	E	目視
A	調整	M	測定	T	増締	H	触診
D	動作確認	S	聴診	—	点検対象外		

設備区分		稼働形態	
点検区分		点検実施日	
施工業者名		作業責任者	

※3 点検結果の判定基準	
○	正常であり現在支障は生じていない。もしくは、通常の保全において十分な信頼性が確保できている。
△	現在、機器・部品の機能に支障は生じていないが、早急に対策を講じないと数年のうちに支障が生じる恐れがある。
×	現在、機器・部品の機能に支障が生じており、緊急に対応（修繕・取替・更新）が必要である。

施設名				機器名				番号（号機）				機種形式			
装置 区分	※1 の装 置特 性・機 器	点検部位	機器コード	点検項目	点検方法※2							判定方法	※3 点検結果	摘 要	
					定期点検				運 転 時 点 検	臨 時 点 検	定 期 整 備				
					月点検		年 点 検								
					目視 点検	管理 運転 点検									
全 般		清掃状態		汚れ	×	×	E	×	×	×	×	ひどい汚れ、油等の付着がないこと。			
		塗装		損傷	×	×	E	×	×	×	×	損傷がないこと。			
				劣化	×	×	E	×	×	×	発錆、ふくれ、亀裂、はく離、変退色、白亜化がないこと。		判定は「機械工事塗装要領(案)・同解説」による。		
手 摺・階 段		手摺、階段		変形	×	×	E	×	×	×	×	変形がないこと。			
				損傷	×	×	E	×	×	×	損傷がないこと。				
				腐食（孔食）	×	×	E	×	×	×	腐食（孔食）がないこと。				
				溶接部の割れ	×	×	—	×	×	×	割れがないこと。				
防 護 柵		防護柵		変形	×	×	E	×	×	×	×	変形がないこと。			
				損傷	×	×	E	×	×	×	損傷がないこと。				
				腐食（孔食）	×	×	E	×	×	×	腐食（孔食）がないこと。				
				溶接部の割れ	×	×	—	×	×	×	割れがないこと。				
固 定 部		アンカボルト、ナット		ゆるみ、脱落	×	×	E, H	×	×	×	×	ゆるみ、脱落がないこと。		Hについては打診	
				損傷	×	×	E	×	×	×	損傷がないこと。				
				腐食（孔食）	×	×	E	×	×	×	腐食（孔食）がないこと。				

清末樋門

点検整備チェックシート

(引用)

国土交通省総合政策局 公共事業企画調整課 施工安全企画室
河川ポンプ設備点検・整備標準要領(案)
点検整備チェックシートより

1 扉体、戸当り ローラゲート										設備区分				稼働形態			
										点検区分				点検実施日			
										施工業者名				作業責任者			

※1 装置・機器の特性

致 致命的な影響のある機器・部品（表中で網掛け部が致命）

※2 点検・整備方法（（ ）書きは運転時実施）

X	交換	C	清掃	W	分解	E	目視
A	調整	M	測定	T	増縮	H	触診
D	動作確認	S	聴診	—	点検対象外		

※3 点検結果の判定基準

○ 正常であり現在支障は生じていない。もしくは、通常の保全において十分な信頼性が確保できている。

△ 現在、機器・部品の機能に支障は生じていないが、早急に対策を講じないと数年のうちに支障が生じる恐れがある。

× 現在、機器・部品の機能に支障が生じており、早急に対応（修繕・取替・更新）が必要である。

施設名						機器名						番号（号機）				機種形式			
装置区分	※1の装 特性・機 器	点検部位	機器コード	点検項目	点検方法※2							判定方法	※3 点検結果	摘 要					
					定期点検		年 点 検	運 転 時 点 検	臨 時 点 検	定 期 整 備									
月点検		管理 運転 点検																	
目視 点検																			
全 般		清掃状態		汚れ					E					ひどい汚れ、油等の付着がないこと。					
				ごみ、流木、土砂等					E					ごみ、流木、土砂等がないこと。					
		外観		変形					E					変形がないこと。					
				損傷					E					損傷がないこと。					
		塗装		損傷					E					損傷がないこと。					
				劣化					E					発錆、ふくれ、亀裂、剥離、変退色、白亜化がないこと。		判定は「機械工事塗装要領（案）・同解説」による。			
扉 体		構造全体		振動					H					異常振動がないこと。					
				異常音					S					異常音がないこと。					
				片吊り					M					異常な傾き（片吊り）がないこと。		測定不可の時はM→E			
	致 スキンプレート		変形					E					変形がないこと。						
			損傷					E					損傷がないこと。						
			板厚の減少					—					測定結果により判定のこと。						
			腐食（孔食）					E					腐食（孔食）がないこと。						
			溶接部の割れ					—					割れがないこと。		塗装塗替時に確認する				
	致 主桁、補助桁		変形					E					変形がないこと。						
			損傷					E					損傷がないこと。						
			板厚の減少					—					測定結果により判定のこと。						
			腐食（孔食）					E					腐食（孔食）がないこと。						
			溶接部の割れ					—					割れがないこと。						
	致 ボルト、ナット		ゆるみ、脱落					E, H					ゆるみ、脱落がないこと。		Hについては打診				
			損傷					E					損傷がないこと。						
			腐食（孔食）					E					腐食（孔食）がないこと。						
	致 リベット		ゆるみ、脱落					E, H					ゆるみ、脱落がないこと。		Hについては打診				
			損傷					E					損傷がないこと。						
			腐食（孔食）					E					腐食（孔食）がないこと。						
	支 承 部	致 主ローラ、軸、軸受		摩耗（ローラ外径）					E					摩耗がないこと。					
				摩耗（ローラ軸）					E					摩耗がないこと。					
				摩耗（ローラ軸受）					E					摩耗がないこと。					
				損傷					E					損傷がないこと。					
				腐食（孔食）					E					腐食（孔食）がないこと。					
給油状態								E					油が供給されていること。油が劣化がないこと。						
回転状態								D					正常に回転すること。						
致 補助ローラ、軸、軸受					摩耗（ローラ外径）					E					摩耗がないこと。				
摩耗（ローラ軸）							E					摩耗がないこと。							
摩耗（ローラ軸受）							E					摩耗がないこと。							
損傷							E					損傷がないこと。							
腐食（孔食）							E					腐食（孔食）がないこと。							
給油状態							E					油が供給されていること。油が劣化がないこと。							
回転状態						D					正常に回転すること。								

装置区分	※1 の装置・機器	点検部位	機器コード	点検項目	点検方法※2					判定方法	※3 点検結果	摘 要
					定期点検		運 転 時 点 検	臨 時 点 検	定 期 整 備			
					月点検	年						
					目視 点検	管理 運転 点検						
扉体付 シーブ	致	シーブ、シーブ軸、 軸受		摩耗（シーブ外装）						摩耗がないこと。		
				摩耗（シーブ軸）						摩耗がないこと。		
				摩耗（シーブ軸受）						摩耗がないこと。		
				損傷						損傷がないこと。		
				腐食（孔食）						腐食（孔食）がないこと。		
				給油状態						油が供給されていること。油が劣化がないこと。		
				回転状態						正常に回転すること。		
吊り金物	致	吊り金物、吊りピン		損傷			E			損傷がないこと。		
				腐食（孔食）			E			腐食（孔食）がないこと。		
水密部	致	水密ゴム		変形			E			変形がないこと。		
				損傷			E			損傷がないこと。		
				劣化			E			劣化がないこと。		
				漏水			E			機能に支障がないこと。		
				変形			E			変形がないこと。		
	損傷			E			損傷がないこと。					
給油装置		給油配管		変形			E			変形がないこと。		
				損傷			E			損傷がないこと。		
				漏油、詰り			E			漏油、詰りがないこと。		
		分配弁		損傷			E			損傷がないこと。		
				作動状態			D			作動すること。吐出量が適正であること。		
全般（戸当り）		清掃状態		汚れ			E			ひどい汚れ、油等の付着がないこと。		
				ごみ、流木、土砂等			E			ごみ、流木、土砂等がないこと。		
		外観		変形			E			変形がないこと。		
				損傷			E			損傷がないこと。		
		塗装		損傷			E			損傷がないこと。		
				劣化			E			発錆、ふくれ、亀裂、剥離、変退色、白亜化がないこと。		判定は「機械工事塗装要領（案）・同解説」による。
取外し戸当り	致	主ローラレール		変形			E			変形がないこと。		
				損傷			E			損傷がないこと。		
				腐食（孔食）			E			腐食（孔食）がないこと。		
				溶接部の割れ			—			割れがないこと。		
	致	補助ローラレール		変形			E			変形がないこと。		
				損傷			E			損傷がないこと。		
				腐食（孔食）			E			腐食（孔食）がないこと。		
				溶接部の割れ			—			割れがないこと。		
	致	ボルト、ナット		ゆるみ、脱落			E, H			ゆるみ、脱落がないこと。		Hについては打診
				損傷			E			損傷がないこと。		
腐食（孔食）						E			腐食（孔食）がないこと。			
埋設部	致	底部戸当り		変形			E			変形がないこと。		
				損傷			E			損傷がないこと。		
				腐食（孔食）			E			腐食（孔食）がないこと。		
				溶接部の割れ			—			割れがないこと。		
	致	側部戸当り		変形			E			変形がないこと。		
				損傷			E			損傷がないこと。		
				腐食（孔食）			E			腐食（孔食）がないこと。		
				溶接部の割れ			—			割れがないこと。		
		コンクリート部		コンクリートの損傷			E			損傷がないこと。		
				コンクリートからの漏水			E			機能に支障がないこと。		

設備区分		稼働形態	
点検区分		点検実施日	
施工業者名		作業責任者	

※3 点検結果の判定基準	
○	正常であり現在支障は生じていない。もしくは、通常の保全において十分な信頼性が確保できている。
△	現在、機器・部品の機能に支障は生じていないが、早急に対策を講じないと数年のうちに支障が生じる恐れがある。
×	現在、機器・部品の機能に支障が生じており、緊急に対応（修繕・取替・更新）が必要である。

※2 点検・整備方法（（ ）書きは運転時実施）						
X	交換	C	清掃	W	分解	E 目視
A	調整	M	測定	T	増締	H 触診
D	動作確認	S	聴診	—	点検対象外	

施設名				機器名				番号（号機）				機種形式			
装置区分	※1 の装 特性 ・機 器	点検部位	機器コード	点検項目	点検方法※2							判定方法	※3 点検結果	摘 要	
					定期点検		年 点 検	運 転 時 点 検	臨 時 点 検	定 期 整 備					
					月点検	管理 運転 点検									
					目視 点検										
全 般		清掃状態		汚れ			E					ひどい汚れ、油等の付着がないこと。			
		外観		損傷			E					損傷がないこと。			
		塗装		損傷			E					損傷がないこと。			
				劣化			E				発錆、ふくれ、亀裂、剥離、変退色、白亜化がないこと。		判定は「機械工事塗装要領（案）・同解説」による。		
構 造 体		構造全体		振動			H					異常振動がないこと。			
				異常音			S				異常音がないこと。				
		フレーム		たわみ			E					たわみがないこと。			
				変形			E					変形がないこと。			
		ボルト、ナット		溶接部の割れ			E					割れがないこと。			
				ゆるみ、脱落			E, H					ゆるみ、脱落がないこと。		田については打診	
				損傷			E					損傷がないこと。			
				腐食（孔食）			E					腐食（孔食）がないこと。			
動 力 部	致	電動機		振動			H					異常振動がないこと。			
				異常音			S					異常音がないこと。			
				温度上昇			M					異常な温度上昇がないこと。			
				電流値			M					大幅な変動がなく、定格電流値以下であること。			
				電圧値			M					作動時の定格電圧が、±10%以内であること。			
				絶縁抵抗			M					絶縁抵抗計にて測定を行い、1MΩ以上あること。			
				内部状態								構成部品に損傷、異常な摩耗がないこと。			
				開閉速度			M					開閉速度が規定値内であること。			
		電磁制動機のすきま			M					ディスクのすき間が規定範囲にあること。		計測値で判定する。			
		致	手動装置		作動状態			D					円滑に開閉操作ができること。		
				操作力			D					操作力が100N以下であること。			
制 動 部	致	制動機構（セルフロック）		作動状態			—					扉体が降下しないこと。			
減 速 機 部	致	減速機		振動			H					異常振動がないこと。			
				異常音			S					異常音がないこと。			
				温度上昇			H					異常な温度上昇がないこと。			
				漏油			E					漏油がないこと。			
				潤滑油量			E					油面計の規定内であること。			
				潤滑油劣化			E					ひどい濁りがなく、乳白色化していないこと。			
				内部状態			—					構成部品に損傷、異常な摩耗がないこと。			
動 力 伝 達 部	致	切替装置		作動状態			D					円滑に切換ができること。			
			致	連動軸		変形			E				変形がないこと。		
		損傷					E					損傷がないこと。			
		軸継手		振動			H					異常振動がないこと。			
				異常音			S					異常音がないこと。			
				芯出し			—					異常な芯振れがないこと。			
				給油状態			E					油が供給されていること。油の劣化がないこと。			
			内部状態			—				構成部品に損傷、異常な摩耗がないこと。					

装置区分	※1 の装置・ 特性・機 器	点検部位	機器コード	点検項目	点検方法※2						判定方法	※3 点検結果	摘 要
					定期点検		年 点 検	運 転 時 点 検	臨 時 点 検	定 期 整 備			
					月点検								
					目視 点検	管理 運転 点検							
扉体 駆動部	致	スピンドル		変形、曲り	×	×	E	×	×	×	変形曲りが ないこと		
				損傷	×	×	E	×	×	×	損傷がない こと。		
				摩耗	×	×	E	×	×	×	摩耗がない こと。		
				油切れ	×	×	E	×	×	×	ネジ部にグ リースが付 着している こと。		
		ステムナット		摩耗	×	×	—	×	×	×	摩耗がない こと。		
保護 装置	致	過負荷防止機構		作動状態	×	×	D	×	×	×	正常に作動 すること。		
	致	リミットスイッチ		作動状態	×	×	D	×	×	×	設定値にて 正常に作動 すること。		
開度 計	致	機械式		作動状態	×	×	D	×	×	×	実揚程と指 針表示が合 致している こと。		
				盤面の曇り	×	×	E	×	×	×	表示窓が透 明で、視認 に支障がな いこと。		
中間 振止	致	中間振止		変形、損傷	×	×	E	×	×	×	変形、損傷 がないこと。		
				スピンドルとの干渉	×	×	E	×	×	×	スピンドル と干渉しな いこと。		

3 操作制御設備
機側操作盤

※1 装置・機器の特性	
致	致命的な影響のある機器・部品（表中で網掛け部が致命）

※2 点検・整備方法（（ ）書きは運転時実施）							
X	交換	C	清掃	W	分解	E	目視
A	調整	M	測定	T	増締	H	触診
D	動作確認	S	聴診	—	点検対象外		

設備区分		稼働形態	
点検区分		点検実施日	
施工業者名		作業責任者	

※3 点検結果の判定基準	
○	正常であり現在支障は生じていない。もしくは、通常の保全において十分な信頼性が確保できている。
△	現在、機器・部品の機能に支障は生じていないが、早急に対策を講じないと数年のうちに支障が生じる恐れがある。
×	現在、機器・部品の機能に支障が生じており、緊急に対応（修繕・取替・更新）が必要である。

施設名				機器名		番号（号機）				機種形式				
装置区分	※1 の装 置特 性・機 器	点検部位	機器コード	点検項目	点検方法※2					判定方法	※3 点検結果	摘 要		
					定期点検		運 転 時 点 検	臨 時 点 検	定 期 整 備					
					月点検	年 点 検								
					目視 点検	管理 運転 点検								
全般		盤全体		清掃状態	×	×	E	×	×	×	ひどい汚れ、ごみ等がないこと。			
			破損	×	×	E	×	×	×	破損がないこと。施錠が完全であること。				
			塗装状態	×	×	E	×	×	×	鋼板表面に塗膜の剥れおよび腐食がないこと。		判定は「機械工事塗装要領（案）・同解説」による。		
			内部乾燥状態	×	×	E	×	×	×	乾燥していること。		屋外設置の場合		
			絶縁抵抗	×	×	M	×	×	×	絶縁抵抗計にて計測を行い、1MΩ以上であること。				
		機器、計器類共通		汚れ	×	×	E	×	×	×	汚れがないこと。			
			変色	×	×	E	×	×	×	変色がないこと。				
			端子のゆるみ	×	×	E, H, T	×	×	E, H, T	端子のゆるみがないこと。				
			異常音	×	×	S	×	×	×	異常音がないこと。				
			破損	×	×	E	×	×	×	破損がないこと。				
計器類		電流計		指示	×	×	E	×	×	×	大幅な変動がなく定格電流値以下であること。			
			0点確認	×	×	E	×	×	×	ゲート停止時に0点を指していること。				
		電圧計		指示	×	×	E	×	×	×	作動時の定格電圧が、±10%以内であること。			
開閉器類		致	電磁接触器		作動テスト	×	×	D	×	×	×	異常なく作動すること。		
				異常音	×	×	D, S	×	×	D, S	異常音、振動がないこと。			
				接点	×	×	D, E	×	×	D, E	接点に変色がないこと。接点溶着がないこと。			
		漏電継電器		作動テスト	×	×	D	×	×	×	テストボタンを押して作動すること。			
	致		配線用遮断器		作動テスト	×	×	D	×	×	×	ON/OFFが確実に行えること。		
		避雷器		ランプテスト	×	×	E, H	×	×	D, H	正常に点灯すること、ヒューズが熔断していないこと。			
			スペースヒータ（サーモスイッチ）		作動テスト	×	×	D	×	×	×	サーモスイッチの設定を変更し、外気温度でスイッチが入れば正常である。この状態でしばらく放置し動作を確認すること。		
リレー類		致	補助リレー		作動テスト	×	×	D, S, E	×	×	D, S, E	異常音、振動がないこと。		
				異常音	×	×	D, H, S	×	×	D, S	異常音がないこと。			
		致	3Eリレー		作動テスト	×	×	D	×	×	×	テストボタンを押して作動すること。		
				設定値確認	×	×	E	×	×	×	図面通りの設定値であること。			
		致	サーマルリレー		作動テスト	×	×	D	×	×	×	テストボタンを押して作動すること。		
マイ	致	タイマ		設定値確認	×	×	E	×	×	×	所定の設定値にセットされていること。			
スイッチ	致	押し釦スイッチ		作動テスト	×	×	D, E	×	×	D, E	開、閉、停が的確に作動すること。			
		切換スイッチ		作動テスト	×	×	D, E	×	×	D, E	的確に作動すること。			
表示灯		表示灯		ランプテスト	×	×	D, E	×	×	D, E	点灯すること。			
		盤内蛍光灯		点灯、球切れ	×	×	D	×	×	×	点灯すること。			
示計	開度指	開度指示計		指示	×	×	E	×	×	×	実際揚程（または発信器）と指示値が合致していること。セルシシ式は発信器の指示値に応動していること。			

装置区分	※1 の装 置特 性・機 器	点検部位	機器コード	点検項目	点検方法※2						判定方法	※3 点検結果	摘 要
					定期点検			運 転 時 点 検	臨 時 点 検	定 期 整 備			
					月点検		年 点 検						
					目視 点検	管理 運転 点検							
P L C	致	電源ユニット		電源端子部の電圧確認	☒	☒	M	☒	☒	メーカー推奨範囲以内であること。			
	致	内蔵電池		使用年数の確認	☒	☒	E	☒	☒	交換推奨時期を超過していないこと。			
	致	入力ユニット		作動テスト	☒	☒	D, E	☒	☒	ゲートを全閉～全開まで操作し、問題無く動作すること。			
	致	出力ユニット		作動テスト	☒	☒	D, E	☒	☒	ゲートを全閉～全開まで操作し、問題無く動作すること。			
	致	アナログユニット		零点調整、スパン調整及び動作確認(精度確認)	☒	☒	D, E	☒	☒	校正器により測定し、±1.0%以内であること。			
	致	ネットワークユニット		通信テスト	☒	☒	D, E	☒	☒	通信状態が正常であること。通信エラーランプが点灯していないこと。			
	致	CPUユニット		作動テスト	☒	☒	D, E	☒	☒	「RUN」が点灯していること。エラーランプが消灯していること。			
配 線・配 管	致	盤内配線		配線状態	☒	☒	E	☒	☒	損傷がないこと。断線していないこと。			
				端子のゆるみ	☒	☒	E, H, T	☒	☒	断線がないこと。ゆるみがないこと。			
		端子台		腐食	☒	☒	E	☒	☒	発錆がないこと。			
		端子台取付ボルト		ゆるみ、脱落	☒	☒	E, H	☒	☒	ゆるみがないこと。		Hについては打診	
		配管		配管状態	☒	☒	E	☒	☒	ひび割れ、腐食、止め具のゆるみ、脱落等がないこと。			

4 付属施設
手摺、防護柵

※1 装置・機器の特性	
致	致命的な影響のある機器・部品（表中で網掛け部が致命）

※2 点検・整備方法（ ）書きは運転時実施							
X	交換	C	清掃	W	分解	E	目視
A	調整	M	測定	T	増縮	H	触診
D	動作確認	S	聴診	—	点検対象外		

設備区分		稼働形態	
点検区分		点検実施日	
施工業者名		作業責任者	

※3 点検結果の判定基準	
○	正常であり現在支障は生じていない。もしくは、通常の保全において十分な信頼性が確保できている。
△	現在、機器・部品の機能に支障は生じていないが、早急に対策を講じないと数年のうちに支障が生じる恐れがある。
×	現在、機器・部品の機能に支障が生じており、緊急に対応（修繕・取替・更新）が必要である。

施設名				機器名				番号（号機）				機種形式			
装置 区分	※ 1 の 装 置 ・ 機 器	点検部位	機器コード	点検項目	点検方法※2							判定方法	※3 点検結果	摘 要	
					定期点検			運 転 時 点 検	臨 時 点 検	定 期 整 備					
					月点検		年 点 検								
					目視 点検	管理 運転 点検									
全 般		清掃状態		汚れ				E					ひどい汚れ、油等の付着がないこと。		
		塗装		損傷				E					損傷がないこと。		
			劣化				E					発錆、ふくれ、亀裂、はく離、変退色、白亜化がないこと。		判定は「機械工事塗装要領(案)・同解説」による。	
手 摺 ・ 階 段		手摺、階段		変形				E					変形がないこと。		
			損傷				E					損傷がないこと。			
			腐食（孔食）				E					腐食（孔食）がないこと。			
			溶接部の割れ				—					割れがないこと。			
防 護 柵		防護柵		変形				E					変形がないこと。		
			損傷				E					損傷がないこと。			
			腐食（孔食）				E					腐食（孔食）がないこと。			
			溶接部の割れ				—					割れがないこと。			
固 定 部		アンカボルト、ナット		ゆるみ、脱落				E, H					ゆるみ、脱落がないこと。		皿については打診
			損傷				E					損傷がないこと。			
			腐食（孔食）				E					腐食（孔食）がないこと。			

新小啓樋門

点検整備チェックシート

(引用)

国土交通省総合政策局 公共事業企画調整課 施工安全企画室
河川ポンプ設備点検・整備標準要領(案)
点検整備チェックシートより

1 扉体、戸当り ローラゲート										設備区分			稼働形態				
										点検区分			点検実施日				
										施工業者名			作業責任者				
※1 装置・機器の特性										※3 点検結果の判定基準							
致 致命的な影響のある機器・部品（表中で網掛け部が致命）										○ 正常であり現在支障は生じていない。もしくは、通常の保全において十分な信頼性が確保できている。							
※2 点検・整備方法（（ ）書きは運転時実施）										△ 現在、機器・部品の機能に支障は生じていないが、早急に対策を講じないと数年のうちに支障が生じる恐れがある。							
X 交換 C 清掃 W 分解 E 目視										× 現在、機器・部品の機能に支障が生じており、早急に対応（修繕・取替・更新）が必要である。							
A 調整 M 測定 T 増縮 H 触診																	
D 動作確認 S 聴診 — 点検対象外																	
施設名										機器名				番号（号機）		機種形式	
装置区分	※1の装 特置性・機 器	点検部位	機器コード	点検項目	点検方法※2						判定方法	※3 点検結果	摘 要				
					定期点検		運 転 時 点 検	臨 時 点 検	定 期 整 備								
					月点検	年 点 検											
					目視 点検	管理 運転 点検											
全 般		清掃状態		汚れ			E				ひどい汚れ、油等の付着がないこと。						
				ごみ、流木、土砂等			E				ごみ、流木、土砂等がないこと。						
		外観		変形			E				変形がないこと。						
				損傷			E				損傷がないこと。						
		塗装		損傷			E				損傷がないこと。						
				劣化			E				発錆、ふくれ、亀裂、剥離、変退色、白亜化がないこと。	判定は「機械工事塗装要領(案)・同解説」による。					
扉 体		構造全体		振動			H				異常振動がないこと。						
				異常音			S				異常音がないこと。						
				片吊り			M				異常な傾き（片吊り）がないこと。	測定不可の時はM→E					
	致 スキンプレート		変形			E				変形がないこと。							
			損傷			E				損傷がないこと。							
			板厚の減少			—				測定結果により判定のこと。							
			腐食(孔食)			E				腐食(孔食)がないこと。							
			溶接部の割れ			—				割れがないこと。	塗装塗替時に確認する						
	致 主桁、補助桁		変形			E				変形がないこと。							
			損傷			E				損傷がないこと。							
			板厚の減少			—				測定結果により判定のこと。							
			腐食（孔食）			E				腐食（孔食）がないこと。							
			溶接部の割れ			—				割れがないこと。							
	致 ボルト、ナット		ゆるみ、脱落			E, H				ゆるみ、脱落がないこと。	Hについては打診						
			損傷			E				損傷がないこと。							
			腐食(孔食)			E				腐食(孔食)がないこと。							
	致 リベット		ゆるみ、脱落			E, H				ゆるみ、脱落がないこと。	Hについては打診						
			損傷			E				損傷がないこと。							
			腐食(孔食)			E				腐食(孔食)がないこと。							
	支 承 部	致 主ローラ、軸、軸受		摩耗（ローラ外径）			E				摩耗がないこと。						
				摩耗（ローラ軸）			E				摩耗がないこと。						
				摩耗（ローラ軸受）			E				摩耗がないこと。						
				損傷			E				損傷がないこと。						
				腐食（孔食）			E				腐食(孔食)がないこと。						
給油状態						E				油が供給されていること。油が劣化がないこと。							
回転状態						D				正常に回転すること。							
致 補助ローラ、軸、軸受					摩耗（ローラ外径）			E				摩耗がないこと。					
		摩耗（ローラ軸）				E				摩耗がないこと。							
		摩耗（ローラ軸受）				E				摩耗がないこと。							
		損傷				E				損傷がないこと。							
		腐食（孔食）				E				腐食(孔食)がないこと。							
		給油状態				E				油が供給されていること。油が劣化がないこと。							
回転状態				D				正常に回転すること。									

装置区分	※1 の装置・機器	点検部位	機器コード	点検項目	点検方法※2					判定方法	※3 点検結果	摘 要
					定期点検		運 転 時 点 検	臨 時 点 検	定 期 整 備			
					月点検	年						
					目視 点検	管理 運転 点検						
扉体付 シーブ	致	シーブ、シーブ軸、 軸受		摩耗（シーブ外装）						摩耗がないこと。		
				摩耗（シーブ軸）						摩耗がないこと。		
				摩耗（シーブ軸受）						摩耗がないこと。		
				損傷						損傷がないこと。		
				腐食（孔食）						腐食（孔食）がないこと。		
				給油状態						油が供給されていること。油が劣 化がないこと。		
				回転状態						正常に回転すること。		
吊り金物	致	吊り金物、吊りピン		損傷			E			損傷がないこと。		
				腐食（孔食）			E			腐食（孔食）がないこと。		
水密部	致	水密ゴム		変形			E			変形がないこと。		
				損傷			E			損傷がないこと。		
				劣化			E			劣化がないこと。		
				漏水			E			機能に支障がないこと。		
	致	ゴム押え板		変形			E			変形がないこと。		
				損傷			E			損傷がないこと。		
給油装置		給油配管		変形			E			変形がないこと。		
				損傷			E			損傷がないこと。		
				漏油、詰り			E			漏油、詰りがないこと。		
		分配弁		損傷			E			損傷がないこと。		
				作動状態			D			作動すること。吐出量が適正である こと。		
全般（戸当り）		清掃状態		汚れ			E			ひどい汚れ、油等の付着がないこ と。		
				ごみ、流木、土砂等			E			ごみ、流木、土砂等がないこと。		
		外観		変形			E			変形がないこと。		
				損傷			E			損傷がないこと。		
		塗装		損傷			E			損傷がないこと。		
				劣化			E			発錆、ふくれ、亀裂、剥離、変退 色、白亜化がないこと。		判定は「機械工事塗装要領 （案）・同解説」による。
取外し戸当り	致	主ローラレール		変形			E			変形がないこと。		
				損傷			E			損傷がないこと。		
				腐食（孔食）			E			腐食（孔食）がないこと。		
				溶接部の割れ			－			割れがないこと。		
	致	補助ローラレール		変形			E			変形がないこと。		
				損傷			E			損傷がないこと。		
				腐食（孔食）			E			腐食（孔食）がないこと。		
				溶接部の割れ			－			割れがないこと。		
	致	ボルト、ナット		ゆるみ、脱落			E, H			ゆるみ、脱落がないこと。		Hについては打診
				損傷			E			損傷がないこと。		
腐食（孔食）						E			腐食（孔食）がないこと。			
埋設部	致	底部戸当り		変形			E			変形がないこと。		
				損傷			E			損傷がないこと。		
				腐食（孔食）			E			腐食（孔食）がないこと。		
				溶接部の割れ			－			割れがないこと。		
	致	側部戸当り		変形			E			変形がないこと。		
				損傷			E			損傷がないこと。		
				腐食（孔食）			E			腐食（孔食）がないこと。		
				溶接部の割れ			－			割れがないこと。		
		コンクリート部		コンクリートの損傷			E			損傷がないこと。		
				コンクリートからの漏水			E			機能に支障がないこと。		

2 開閉装置 スピンドル式開閉装置										設備区分		稼働形態					
										点検区分		点検実施日					
										施工業者名		作業責任者					
※1 装置・機器の特性										※3 点検結果の判定基準							
致		致命的な影響のある機器・部品（表中で網掛け部が致命）								○		正常であり現在支障は生じていない。もしくは、通常の保全において十分な信頼性が確保できている。					
										△		現在、機器・部品の機能に支障は生じていないが、早急に対策を講じないと数年のうちに支障が生じる恐れがある。					
										×		現在、機器・部品の機能に支障が生じており、早急に対応（修繕・取替・更新）が必要である。					
※2 点検・整備方法（（ ）書きは運転時実施）																	
X	交換	C	清掃	W	分解	E	目視										
A	調整	M	測定	T	増縮	H	触診										
D	動作確認	S	聴診	—	点検対象外												
施設名					機器名					番号（号機）				機種形式			
装置区分	※1の装 特置・機 器	点検部位	機器コード	点検項目	点検方法※2						判定方法	※3 点検結果	摘 要				
					定期点検		年 点 検	運 転 時 点 検	臨 時 点 検	定 期 整 備							
					月点検	管理 運転 点検											
全 般		清掃状態		汚れ				E				ひどい汚れ、油等の付着がないこと。					
		外観		損傷				E				損傷がないこと。					
		塗装		損傷				E				損傷がないこと。					
				劣化				E				発錆、ふくれ、亀裂、剥離、変退色、白亜化がないこと。		判定は「機械工事塗装要領（案）・同解説」による。			
構 造 体		構造全体		振動				H				異常振動がないこと。					
				異常音				S				異常音がないこと。					
	致	フレーム		たわみ				E				たわみがないこと。					
				変形				E				変形がないこと。					
				溶接部の割れ				E				割れがないこと。					
	致	ボルト、ナット		ゆるみ、脱落				E, H				ゆるみ、脱落がないこと。		Hについては打診			
				損傷				E				損傷がないこと。					
				腐食（孔食）				E				腐食（孔食）がないこと。					
動 力 部	致	電動機		振動				H				異常振動がないこと。					
				異常音				S				異常音がないこと。					
				温度上昇				M				異常な温度上昇がないこと。					
				電流値				M				大幅な変動がなく、定格電流値以下であること。					
				電圧値				M				作動時の定格電圧が、±10%以内であること。					
				絶縁抵抗				M				絶縁抵抗計にて測定を行い、1MΩ以上あること。					
				内部状態								構成部品に損傷、異常な摩耗がないこと。					
				開閉速度				M				開閉速度が規定値内であること。					
	致	手動装置		電磁制動機のすきま				M				ディスクのすき間が規定範囲にあること。		計測値で判定する。			
				作動状態				D				円滑に開閉操作ができること。					
				操作力				D				操作力が100N以下であること。					
部 動	致	制動機構 (セルフロック)		作動状態				—				扉体が降下しないこと。					
減 速 機 部	致	減速機		振動				H				異常振動がないこと。					
				異常音				S				異常音がないこと。					
				温度上昇				H				異常な温度上昇がないこと。					
				漏油				E				漏油がないこと。					
				潤滑油量				E				油面計の規定内であること。					
				潤滑油劣化				E				ひどい濁りがなく、乳白色化していないこと。					
				内部状態				—				構成部品に損傷、異常な摩耗がないこと。					
動 力 伝 達 部	致	切替装置		作動状態				D				円滑に切換ができること。					
	致	連動軸		変形				E				変形がないこと。					
				損傷				E				損傷がないこと。					
	致	軸継手		振動				H				異常振動がないこと。					
				異常音				S				異常音がないこと。					
				芯出し				—				異常な芯振れがないこと。					
	給油状態				E				油が供給されていること。油の劣化がないこと。								
	内部状態				—				構成部品に損傷、異常な摩耗がないこと。								

装置 区分	※1 の装 特置 ・機 器	点検部位	機器コード	点検項目	点検方法※2						判定方法	※3 点検結果	摘 要
					定期点検		年 点 検	運 転 時 点 検	臨 時 点 検	定 期 整 備			
					月点検								
					目視 点検	管理 運転 点検							
扉体 駆動部	致	スピンドル		変形、曲り	×	×	E	×	×	×	変形曲りがないこと		
				損傷	×	×	E	×	×	×	損傷がないこと。		
				摩耗	×	×	E	×	×	×	摩耗がないこと。		
				油切れ	×	×	E	×	×	×	ネジ部にグリースが付着していること。		
		ステムナット		摩耗	×	×	—	×	×	×	摩耗がないこと。		
保護 装置	致	過負荷防止機構		作動状態	×	×	D	×	×	×	正常に作動すること。		
	致	リミットスイッチ		作動状態	×	×	D	×	×	×	設定値にて正常に作動すること。		
開度 計	致	機械式		作動状態	×	×	D	×	×	×	実揚程と指針表示が合致していること。		
				盤面の曇り	×	×	E	×	×	×	表示窓が透明で、視認に支障がないこと。		
中間 振止	致	中間振止		変形、損傷	×	×	E	×	×	×	変形、損傷がないこと。		
				スピンドルとの干渉	×	×	E	×	×	×	スピンドルと干渉しないこと。		

3 操作制御設備
機側操作盤

※1 装置・機器の特性	
致	致命的な影響のある機器・部品（表中で網掛け部が致命）

※2 点検・整備方法（（ ）書きは運転時実施）							
X	交換	C	清掃	W	分解	E	目視
A	調整	M	測定	T	増締	H	触診
D	動作確認	S	聴診	—	点検対象外		

設備区分		稼働形態	
点検区分		点検実施日	
施工業者名		作業責任者	

※3 点検結果の判定基準	
○	正常であり現在支障は生じていない。もしくは、通常の保全において十分な信頼性が確保できている。
△	現在、機器・部品の機能に支障は生じていないが、早急に対策を講じないと数年のうちに支障が生じる恐れがある。
×	現在、機器・部品の機能に支障が生じており、緊急に対応（修繕・取替・更新）が必要である。

施設名				機器名		番号（号機）				機種形式				
装置区分	※1 の装 置特 性・機 器	点検部位	機器コード	点検項目	点検方法※2					判定方法	※3 点検結果	摘 要		
					定期点検		運 転 時 点 検	臨 時 点 検	定 期 整 備					
					月点検	年 点 検								
					目視 点検	管理 運転 点検								
全般		盤全体		清掃状態	×	×	E	×	×	×	ひどい汚れ、ごみ等がないこと。			
			破損	×	×	E	×	×	×	破損がないこと。施錠が完全であること。				
			塗装状態	×	×	E	×	×	×	鋼板表面に塗膜の剥れおよび腐食がないこと。	判定は「機械工事塗装要領（案）・同解説」による。			
			内部乾燥状態	×	×	E	×	×	×	乾燥していること。	屋外設置の場合			
			絶縁抵抗	×	×	M	×	×	×	絶縁抵抗計にて計測を行い、1MΩ以上であること。				
		機器、計器類共通		汚れ	×	×	E	×	×	×	汚れがないこと。			
			変色	×	×	E	×	×	×	変色がないこと。				
			端子のゆるみ	×	×	E, H, T	×	×	E, H, T	端子のゆるみがないこと。				
			異常音	×	×	S	×	×	×	異常音がないこと。				
			破損	×	×	E	×	×	×	破損がないこと。				
計器類		電流計		指示	×	×	E	×	×	×	大幅な変動がなく定格電流値以下であること。			
			0点確認	×	×	E	×	×	×	ゲート停止時に0点を指していること。				
		電圧計		指示	×	×	E	×	×	×	作動時の定格電圧が、±10%以内であること。			
開閉器類		致	電磁接触器		作動テスト	×	×	D	×	×	×	異常なく作動すること。		
				異常音	×	×	D, S	×	×	D, S	異常音、振動がないこと。			
				接点	×	×	D, E	×	×	D, E	接点に変色がないこと。接点溶着がないこと。			
		漏電継電器		作動テスト	×	×	D	×	×	×	テストボタンを押して作動すること。			
	致		配線用遮断器		作動テスト	×	×	D	×	×	×	ON/OFFが確実に行えること。		
		避雷器		ランプテスト	×	×	E, H	×	×	E, H	正常に点灯すること、ヒューズが熔断していないこと。			
			スペースヒータ（サーモスイッチ）		作動テスト	×	×	D	×	×	×	サーモスイッチの設定を変更し、外気温度でスイッチが入れば正常である。この状態でしばらく放置し動作を確認すること。		
リレー類		致	補助リレー		作動テスト	×	×	D, S, E	×	×	D, S, E	異常音、振動がないこと。		
				異常音	×	×	D, H, S	×	×	D, S	異常音がないこと。			
		致	3Eリレー		作動テスト	×	×	D	×	×	×	テストボタンを押して作動すること。		
				設定値確認	×	×	E	×	×	×	図面通りの設定値であること。			
		致	サーマルリレー		作動テスト	×	×	D	×	×	×	テストボタンを押して作動すること。		
マイ	致	タイマ		設定値確認	×	×	E	×	×	×	所定の設定値にセットされていること。			
スイッチ	致	押し釦スイッチ		作動テスト	×	×	D, E	×	×	D, E	開、閉、停が的確に作動すること。			
		切換スイッチ		作動テスト	×	×	D, E	×	×	D, E	的確に作動すること。			
表示灯		表示灯		ランプテスト	×	×	D, E	×	×	D, E	点灯すること。			
		盤内蛍光灯		点灯、球切れ	×	×	D	×	×	×	点灯すること。			
示計	開度指	開度指示計		指示	×	×	E	×	×	×	実際揚程（または発信器）と指示値が合致していること。セルシシ式は発信器の指示値に応動していること。			

装置区分	※1 の装 置特 性・機 器	点検部位	機器コード	点検項目	点検方法※2						判定方法	※3 点検結果	摘 要
					定期点検			運 転 時 点 検	臨 時 点 検	定 期 整 備			
					月点検		年 点 検						
					目視 点検	管理 運転 点検							
P L C	致	電源ユニット		電源端子部の電圧確認	☒	☒	M	☒	☒	メーカー推奨範囲以内であること。			
	致	内蔵電池		使用年数の確認	☒	☒	E	☒	☒	交換推奨時期を超過していないこと。			
	致	入力ユニット		作動テスト	☒	☒	D, E	☒	☒	ゲートを全閉～全開まで操作し、問題無く動作すること。			
	致	出力ユニット		作動テスト	☒	☒	D, E	☒	☒	ゲートを全閉～全開まで操作し、問題無く動作すること。			
	致	アナログユニット		零点調整、スパン調整及び動作確認(精度確認)	☒	☒	D, E	☒	☒	校正器により測定し、±1.0%以内であること。			
	致	ネットワークユニット		通信テスト	☒	☒	D, E	☒	☒	通信状態が正常であること。通信エラーランプが点灯していないこと。			
	致	C P Uユニット		作動テスト	☒	☒	D, E	☒	☒	「RUN」が点灯していること。エラーランプが消灯していること。			
配 線・配 管	致	盤内配線		配線状態	☒	☒	E	☒	☒	損傷がないこと。断線していないこと。			
				端子のゆるみ	☒	☒	E, H, T	☒	☒	断線がないこと。ゆるみがないこと。			
		端子台		腐食	☒	☒	E	☒	☒	発錆がないこと。			
		端子台取付ボルト		ゆるみ、脱落	☒	☒	E, H	☒	☒	ゆるみがないこと。		Hについては打診	
		配管		配管状態	☒	☒	E	☒	☒	ひび割れ、腐食、止め具のゆるみ、脱落等がないこと。			

4 付属施設
手摺、防護柵

※1 装置・機器の特性	
致	致命的な影響のある機器・部品（表中で網掛け部が致命）

※2 点検・整備方法（ ）書きは運転時実施							
X	交換	C	清掃	W	分解	E	目視
A	調整	M	測定	T	増締	H	触診
D	動作確認	S	聴診	—	点検対象外		

設備区分		稼働形態	
点検区分		点検実施日	
施工業者名		作業責任者	

※3 点検結果の判定基準	
○	正常であり現在支障は生じていない。もしくは、通常の保全において十分な信頼性が確保できている。
△	現在、機器・部品の機能に支障は生じていないが、早急に対策を講じないと数年のうちに支障が生じる恐れがある。
×	現在、機器・部品の機能に支障が生じており、緊急に対応（修繕・取替・更新）が必要である。

施設名				機器名				番号（号機）				機種形式			
装置 区分	※ 1 の装 特性・機 器	点検部位	機器コード	点検項目	点検方法※2							判定方法	※3 点検結果	摘 要	
					定期点検			運 転 時 点 検	臨 時 点 検	定 期 整 備					
					月点検		年 点 検								
					目視 点検	管理 運転 点検									
全 般		清掃状態		汚れ				E					ひどい汚れ、油等の付着がないこと。		
		塗装		損傷				E					損傷がないこと。		
			劣化				E					発錆、ふくれ、亀裂、はく離、変退色、白亜化がないこと。		判定は「機械工事塗装要領(案)・同解説」による。	
手 摺・階 段		手摺、階段		変形				E					変形がないこと。		
			損傷				E					損傷がないこと。			
			腐食（孔食）				E					腐食（孔食）がないこと。			
			溶接部の割れ				—					割れがないこと。			
防 護 柵		防護柵		変形				E					変形がないこと。		
			損傷				E					損傷がないこと。			
			腐食（孔食）				E					腐食（孔食）がないこと。			
			溶接部の割れ				—					割れがないこと。			
固 定 部		アンカボルト、ナット		ゆるみ、脱落				E, H					ゆるみ、脱落がないこと。		皿については打診
			損傷				E					損傷がないこと。			
			腐食（孔食）				E					腐食（孔食）がないこと。			

特記仕様書（環境編簡易）

下関市は、「しものせきエコマネジメントプラン」に基づいた環境マネジメントシステムを構築し、「下関市環境方針」に基づき、下関市の組織が行う事業活動における環境配慮及び環境保全に関する行動を適切に実行することとしている。この取り組みには受託者の協力が不可欠であり、業務関係者の業務の管理や業務の実施などに当たり、受注者は、「しものせきエコマネジメントプラン」の趣旨を理解し、次の項目について実施すること。

1 環境関連法令について

受託者は、業務の実施に際しては、環境関連法令を遵守し、常に適切な管理を行うこと。

2 事故発生時の対応

受託者は、業務の実施中に事故が発生した場合は、必要な処置を講ずるとともに下関市へ報告し、その指示に従うこと。なお、詳細な報告は、文書で後日行うこと。

3 苦情発生時の対応

受託者は、業務に関する苦情を受け付けたときは、応急的な措置が必要な場合は応急処置を講ずるとともに下関市へ報告し、その指示に従うこと。なお、詳細な報告は、文書で後日行うこと。

4 配慮事項

受託者は、業務の実施に際しては、次の各号に配慮すること。

- (1) 使用する車両から排出するガス及び騒音振動を低減するようできる限りエコドライブを励行すること。
- (2) 業務の報告書の作成に当たっては、可能な限り再生紙等を利用すること。
- (3) 業務の報告書の作成に当たっては、可能な限り両面印刷に努めること。
- (4) 環境ラベリング制度（エコマーク・グリーンマーク）の対象となっている製品を可能な限り積極的に使用すること。
- (5) 使用する物品は、可能な限り再生品を使用すること。
- (6) リサイクル（分別）可能な製品を積極的に使用すること。
- (7) 公共交通機関の利用及び効率的に車を使用すること。
- (8) 業務の実施箇所周辺の環境に与える負荷の抑制及び周辺地区の環境美化に努めること。

下関市暴力団排除条例による措置に係る特記事項

(総則)

第1条 下関市と受託者は、下関市暴力団排除条例（平成23年条例第42号）第3条に規定する基本理念に基づき、同条例第6条の規定による措置として、この特記事項を設ける。

(暴力団排除に係る契約の解除)

第2条 下関市は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、受託者に対しなんらの催告を要せず、この契約を解除することができる。

- (1) 役員等（受託者が個人である場合にはその者を、受託者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくはこの契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。
- (2) 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が、経営に実質的に関与していると認められるとき。
- (3) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、若しくは便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (6) 下請契約又は資材、原材料等の購入契約の締結に当たり、その相手方が前各号のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- (7) 受託者が、第1号から第5号までのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料等の購入契約の相手方としていた場合（第6号に該当する場合を除く。）に、

下関市が受託者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

- 2 前項の規定により契約を解除した場合の契約保証金の帰属及び損害賠償については、この特記事項が付加される契約（以下「本契約」という。）の規定による。

（関係機関への照会等）

第3条 下関市は、暴力団を排除する目的のため、必要と認めるときは、受託者に対して、役員等についての名簿その他の必要な情報の提供を求め、その情報を管轄の警察署に提供して、受注者が前条第1項各号に該当するか否かについて、照会できるものとする。

- 2 受託者は、前項の規定により、下関市が当該警察署に照会を行うことについて、承諾するものとする。

（本契約の履行の妨害又は不当要求の際の措置）

第4条 受託者は、自ら又は本契約の下請若しくは受託をさせた者（この条において「下請事業者等」という。）が、暴力団又は暴力団員から、本契約の適正な履行の妨害又は本契約に係る不当要求を受けたときは、き然として拒否し、その旨を速やかに下関市に報告するとともに、管轄の警察署に届け出なければならない。

- 2 下関市、受託者及び下請事業者等は、前項の場合において、管轄の警察署と協力して、本契約の履行の妨害又は本契約に係る不当要求を排除する対策を講じるものとする。